

御殿場市降雪対応マニュアル

御殿場市危機管理課

平成27年3月

目 次

はじめに	・・・	1 P
1 危機管理体制の整備	・・・	2 P
2 除雪計画	・・・	4 P
3 情報収集・情報発信体制	・・・	5 P
4 災害時要支援者対策	・・・	6 P
5 交通規制	・・・	6 P
6 国、県及び自衛隊への派遣要請	・・・	6 P
7 自助・共助・公助による相互連携	・・・	7 P
降雪関係連絡先一覧	・・・	8 P
自衛隊災害派遣要請書式	・・・	9 P

はじめに

平成26年2月14日午前中から15日午前中にかけて静岡県東部を中心に雪が降り続き、御殿場市では15日9時の積雪は85センチに達した。

この記録的な大雪は本市に多大なる被害をもたらし、東名高速道路や国道などが通行止めとなった影響で市内に大量の車両が停滞したことによる道路交通網の混乱、路線バスや鉄道等すべての公共交通機関の運休、積雪によるカーポートやビニールハウスの倒壊など市民生活に大きな混乱をもたらした。

こうした大雪は異常気象による災害が多発している中で、今後も発生する可能性が高いことから、降雪から市民生活と産業経済活動を守るため、道路交通の確保並びに雪害の予防及び応急対策の効果的な実施に関し、必要な事項を定めた「御殿場市降雪対応マニュアル」を作成した。

1 危機管理体制の整備

降雪の可能性のある気象情報に留意し、最新の気象情報に応じた危機管理体制を確立する。

(1) 危機管理体制

大雪に対する非常配備基準を設定する。

- ・積雪 20 cmに達し、又は達すると予測される場合
 - 第2次事前配備、水防判定会
- ・積雪 30 cmに達し、又は達すると予測される場合
 - 第2次非常配備又は水防本部
- ・積雪 60 cmに達し、又は達すると予測される場合
 - 第3次非常配備又は災害対策本部

(2) 配備基準

配備区分	配備基準	配備要員
第1次 事前配備	静岡地方気象台から御殿場市に大雪注意報が発令されたとき	危機管理課は、情報収集体制を整える。時間外にあっては自宅待機とする。
第2次 事前配備	1 静岡地方気象台から御殿場市に大雪警報が発令されたとき 2 積雪20 cm/24 h以上に達したまたは達すると予想されたとき	1 危機管理課は、左記の報に接したときは、警戒体制を整える。この場合、第1次非常配備出務者には、第1指令が発せられたものとする 2 危機管理監は、左記の状況により配備体制を検討するため判定会を招集する。 3 通信指令課員は休日及び平日夜間において、左記の報が発せられたときは、すみやかに危機管理監に通報するとともに、毎時の積雪等を報告する。 4 危機管理監は、判定会の決定に基づき水防管理者と協議し、水防本部の設置を指令するものとする。 5 危機管理監は、前号の指令と同時に御殿場地域振興センター所長及び各支所長に支部の設置を指令する。 【危機管理監、危機管理課 1/2】

<p>第1次 非常配備</p>	<p>具体的な降雪対応を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき</p>	<p>事態の推移に伴い、速やかに第2次非常配備ができる体制 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、魅力発信課長、魅力発信S統括及び指名する職員、総務課長、人事課長、人事研修S統括、道路河川課長、管理維持課長、教育総務課長、消防本部警防課長】</p>
<p>第2次 非常配備</p>	<p>1 降雪対応を必要とする事態の発生が予想されるとき 2 積雪30cm/24h以上に達したまたは達すると予想されたとき</p>	<p>所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、秘書S統括、魅力発信課長、総務課長、管理・選挙S統括、人事課長、環境課長、環境衛生S統括、リサイクル推進課長、業務S統括、道路河川課長、工事S全員、管理維持課長、維持S全員、教育総務課長、庶務S統括、支部地域振興S統括、消防本部警防課長、消防防災S統括、全消防団員の概ね1/2、水防職員のうち指名する者】</p>
<p>第3次 非常配備</p>	<p>1 事態が切迫し、完全な降雪体制の必要が予想されるとき 2 積雪60cm/24h以上に達したまたは達すると予想されたとき</p>	<p>所属人員全員を動員する完全な水防体制 【危機管理監、危機管理課全員、秘書課長、情報発信課長、総務課長、人事課長、環境課長、リサイクル推進課長、道路河川課長、管理維持課長、教育総務課長、支部地域振興S全員、消防本部警防課長、消防団全団員、水防職員全員】</p>
<p>解除</p>		<p>積雪の状況により除雪活動の必要がなくなったとき</p>
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防本部員、消防団員及び水防職員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは、出動しなければならない。 2 第1次非常配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。 3 非常勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 4 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 5 上記以外にも状況に応じ、必要な所属職員を養成する場合がある。 		

- (3) 体制構築上の留意事項
- ア 第2次・第3次非常配備をとる場合は状況に応じ、各支部は必要な配置をとる。
- イ 水防判定会の開催及び水防本部を設置する場合状況に応じて健康福祉部や農林関係部署を招集する。
- ウ 必要に応じ、除雪担当、情報発信担当、災害時要支援者担当部署に応援職員を増員する。
- エ 職員の長期間対応に備えた2次配備体制を構築する

2 除雪計画

(1) 道路除雪マニュアル

市内の市道除雪作業を迅速かつ適切に実施することを目的とした「道路除雪マニュアル」に基づき実施する。(別冊：御殿場市道路除雪マニュアル)

(2) 職員が実施する除雪作業

職員を動員した除雪作業について、市民生活や経済活動を勘案し、優先順位を決めて実施する。なお、下表は優先順位の指針を示したものであり、実際の除雪順位や職員の動員数等は状況を勘案し、水防本部等で決定する。

	人命救助	インフラ整備	日常生活	その他
道路	病院付近 (消防本部、 救急医療課等) 緊急通行車両使用道路 (消防本部)	主要道路交差点 (管理維持課)	通学路歩道 (学校教育課、 教育総務課等)	
施設	救急医療センター 病院 (救急医療課) ヘリポート (パレットごて んば)	上下水道施設 (水道工務課、下 水道課等) 浄化センター (下水道課) 斎場 (庶務課)	保育園、幼稚園 (子ども育成課) 学校 (学校教育課、 教育総務課) 駅周辺 (都市整備課) 市役所施設 (総務課)	市民会館 市体育館 (文化スポーツ課) 図書館 (社会教育課) 市民交流センター (社会福祉課等)

要配慮者			高齢者等居宅 (社会福祉課、 介護福祉課)	社会福祉施設 (社会福祉課、 介護福祉課)
消防施設		防火水槽、 消火栓 (消防本部)		

()は所管する所属を示し、除雪のニーズに基づき優先順位を決定し、作業を進める。上記に掲載していない施設についても同様に、所管する所属のニーズに基づき優先順位を決定する。

3 情報収集・情報発信体制

(1) 情報発信

最新の気象情報や降雪時の交通情報、学校等の対応、各施設の休業情報また道路等の啓開情報などをHPやコミュニティFM、同報無線などあらゆる手段を利用して迅速かつ適切に市民に提供する。

ア 発信する情報

- ・気象情報
- ・除雪に関する情報
- ・公共交通機関の運休に関する情報
- ・道路情報（通行止め等）
- ・ライフラインに関する情報
- ・市民への注意喚起と協力依頼
- ・その他の必要情報（学校の休校やゴミ収集など）

イ 配信する手法

- ・同報無線
- ・ほっとメール、緊急速報メール
- ・市HPやフェイスブック
- ・コミュニティFM、CATV、K-MIXなど協定事業所による広報

(2) 情報収集

最新の気象情報や道路情報、ライフライン情報、被害報告等の収集を行う。

ア 収集する主な情報

- ・最新の気象情報及び今後の予測
- ・消防本部からの積雪情報
- ・公共交通機関の運休に関する情報

- ・道路情報（通行止め等）
- ・ライフラインに関する情報
- ・市民からの市内の積雪情報や渋滞情報
- ・その他の必要情報（学校の休校やゴミ収集など）

イ 収集する手法

- ・静岡気象台とのFAXやホットライン
- ・高速道路や国道、県道管理者からの交通情報
- ・公共交通機関からの情報
- ・ライフライン機関からの情報
- ・自主防災会や各種団体からの連絡
- ・市民からの通報

4 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の状況把握及び安否確認については、「御殿場市災害時要援護者支援計画」に基づき、自主防災会や民生委員児童委員が実施する。

また除雪活動や生活の支援等については社会福祉協議会を介した災害ボランティアや福祉サービス事業者を活用する。

5 交通規制

国道や県道の道路管理者及び公安委員会に対し、市内への流入車両規制の検討を依頼する。

NEXCO中日本や警察などからの的確な情報を受け、情報の共有化を図る。

6 国、県や自衛隊への派遣要請

（1）国、県の連絡員派遣要請

国や県との情報共有及び調整のため、積雪の状況等を考慮し、情報連絡員（リエゾン）の早めの派遣要請を行う

（2）自衛隊派遣要請

緊急車両の通行障害や渋滞による除雪作業の遅れなどにより、降雪時の初動における市民生活への影響が大きく、緊急性がある場合は、自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

また状況により駐屯地や官舎周辺の除雪に関し、近傍派遣を要請する。

7 自助・共助・公助による相互連携

大雪に限らず、災害発生時には行政の取り組みだけでは限界があり、限られた公助の力を最大限発揮するためには地域の力である共助や、市民の皆様1人一人にご協力いただく自助の力を生かせる体制づくりが必要となる。

(1) 市民の役割（自助）

- ・最新の気象情報に注意する
- ・冬季に備え、冬用タイヤへの交換を行う
- ・大雪時には不要不急の外出を控え、事前に食料等の準備を行う
- ・隣近所と協力し、要支援者への声かけ活動や除雪活動を行う
- ・カーポートやビニールハウスなどの対策は事前に行う
- ・除雪作業の妨げとなる道路への車両放置や駐車を行わない

(2) 地域の役割（共助）

- ・区長は市と連携を密にし、最新の災害情報の収集と区民への伝達をする
- ・地域の災害時要支援者への安否確認や生活支援を協力して行う
- ・生活用道路や歩道など重機の入れない箇所の除雪を行う。

(3) 市の役割（公助）

- ・気象情報や災害情報、交通情報など最新の情報をきめ細かく発信する
- ・除雪マニュアルに従い、迅速な除雪に努める
- ・市だけでは対応できない事象などについて応援要請を行う。
- ・市民の生命・財産を守ることを主眼において行動する

降雪関係連絡先一覧

カテゴリ	組織名	電話	F A X
気象情報	静岡地方気象台	054-282-3833	
国関係	国土交通省 沼津河川国道事務所	055-934-2012	055-934-2014
	国土交通省 沼津河川国道事務所 御殿場国道維持出張所	0550-82-2488	0550-82-2299
県関係	静岡県交通基盤部 河川砂防局	054-221-3259	054-221-3260
	静岡県危機管理部	054-221-2072	054-221-3252
	東部危機管理局	055-920-2005	055-920-2009
	沼津土木事務所 御殿場支所	0550-84-6100	0550-84-6103
	御殿場警察署	0550-84-0110	0550-84-2007
自衛隊関係	板妻駐屯地 第34普通科連隊	0550-89-1310	
	滝ヶ原駐屯地 普通科教導連隊	0550-89-0711	
	駒門駐屯地 国際活動教育隊	0550-87-1212	
	富士学校	0550-75-2311	
ライフライン 交通機関	東京電力(株)三島支店	055-915-6087	055-973-8761
	(株)N T T西日本沼津支店	055-923-9933	055-927-1042
	御殿場瓦斯(株)	0550-82-0876	0550-82-0547
	御殿場駅	0550-82-0241	0550-83-0444
	中日本高速道路(株) 御殿場保全サービスセンター	0550-81-1202	0550-83-0762
	富士急行(株)御殿場営業所	0550-82-1333	0550-82-1334
協定締結 マスコミ	静岡エフエム放送(株)	053-457-1153	053-457-1172
	(株)TOKAIケーブルネットワーク	055-924-5457	055-929-0736
	(株)エフエム御殿場	0550-84-0863	0550-84-5858

(自衛隊災害派遣要請書式)

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

御殿場市災害対策本部長
(御殿場市長)

災害派遣の要請の要求について

下記の理由により、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する理由
 - (1) 災害の状況
 - (2) 派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域、活動内容
 - (1) 希望する区域(市町名)
 - (2) 主たる活動内容
- 4 その他参考となるべき事項